



被災中小企業者等 支援策ガイドブック 山梨県（第4．1版）

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

令和2年1月23日
中小企業庁 山梨県

目次

<u>1. 事業継続、再開などについて相談したい</u>	
(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談	P 3
(2) ミラサポ専門家派遣（相談窓口に電話 1 本で専門家を派遣）	P 4
(3) 被災商店街への専門家等の派遣	P 5
<u>2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい</u>	
(1) 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）	P 6
(2) 山梨県被災中小企業復旧支援事業費補助金	P 7
(3) 商店街災害復旧等事業	P 8
(4) 商店街活性化・観光消費創出事業（令和元年台風第20号及び第21号による災害にかかる追加公募）	P 9
(5) 中小企業共同施設等災害復旧事業	P 10
(6) 石油製品販売業早期復旧支援事業	P 11
<u>3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配</u>	
(1) 令和元年台風第19号等特別貸付	P 12
(2) 信用保証制度（セーフティネット保証 4 号）	P 13
(3) 信用保証制度（災害関係保証）	P 14
(4) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化	P 14
(5) 財務状況の改善に関する相談・支援（二重ローンを含む）	P 15
(6) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等	P 16
(7) 令和元年台風19号等に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充 （令和元年台風第19号等災害マル経）	P 18
(8) 山梨県商工業振興資金・経済変動対策融資（災害復旧関係）	P 19
<u>4. 下請取引のトラブルが不安</u>	
(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請	P 20
(2) 型の保管・管理に関してお困りの方	P 20
(3) 下請かけこみ寺	P 21

目次

<u>5. リース関係のトラブルが心配</u>	
（1）リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）	P 22
<u>6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい</u>	
（1）雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置	P 23
（2）雇用調整助成金の特例措置	P 24
<u>7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい</u>	
（1）国税に関する申告・納付等の期限の延長	P 25
（2）所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減	P 26
（3）納税の猶予	P 26
<u>8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい</u>	
（1）地域の魅力発信による消費拡大事業	P 27
<u>9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい</u>	
（1）補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応	P 28
<u>10. 問い合わせ先一覧</u>	P 29

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

今次災害で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、地方経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

対象者

令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会
 - ・商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会
 - ・よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部、
 - ・地方経済産業局
- (「10. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。)

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(2) ミラサポ専門家派遣（相談窓口で電話1本で専門家を派遣）

よろず支援拠点や、地域プラットフォーム（※）にご来訪いただくか、お電話をいただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどの専門家を派遣します。

通常は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていますが、被災された事業者のご負担を考慮して、お電話のみのご相談後に、専門家の派遣を行うこととします。

（※）地域プラットフォームは、商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携したグループです。

対象者

令和元年台風19号により被害を受けた中小企業・小規模事業者

支援内容

収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

専門家の派遣は3回（事業承継に係る課題の場合は5回）まで無料です（「ミラサポ」に登録されている全国の専門家の中から派遣）。

【主な想定事例】

- ・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援。
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援。

お問い合わせ先

専門家派遣事業事務局

平日：9：00～17：00 （電話）03-5542-1685

専門家派遣制度について、詳しくは以下のURLをご覧ください。

URL：<https://www.mirasapo.jp/specialist>

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(3) 被災商店街への専門家等の派遣

被災商店街の復興に向けた、情報・ノウハウ提供事業を行います。

対象者

令和元年台風第19号により被災した商店街

※商店街のほか、市町村や商工会・商工会議所などの支援機関からの申込みも可能です。

支援内容

商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業を行います。

(株) 全国商店街支援センターは、令和元年台風第19号による災害の被害を受けた商店街の求めに応じ、被災した商店街の復興に携わったことのある専門家等を派遣し、事例を中心に情報提供及びアドバイスをを行います。

【実施内容】

- ・過去の災害事例を中心とした情報提供及びアドバイス
(被災の状況把握、復興に向けた方向性やプロセス、ノウハウ等)
- ・復興に向けたディスカッション

【派遣にかかる費用】

無料

【対象地域】

原則、災害救助法適用市町村に所在する商店街を対象としますが、それ以外の地域で被害を受けた商店街も申請可能です。

【募集期間】

令和2年2月28日（金）まで

お問い合わせ先

(株) 全国商店街支援センター

所在地：東京都中央区湊 1 丁目 6-11 ACN八丁堀ビル4 階

電話番号：03-6228-3061

メールアドレス：yousei-s@shoutengai-shien.com

ホームページ：<https://www.syoutengai-shien.com/drsinfo02/>

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(1) 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

小規模事業者が商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建に向けた機械設備の購入等の費用を補助します。

対象者

10都県（岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）に所在する、令和元年台風19号、20号及び21号により被害を受けた小規模事業者
※商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者

支援内容

①公募期間：12月17日（火）～1月17日（金）

※台風20号及び21号の被害による申請書等の提出先及び受付期間については、後日お知らせいたします。

②補助率：2／3

③上限額：100万円（10都県に所在する事業者）

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限×申請者数）

④補助対象費目：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、
資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、
設備廃棄等費、外注費

※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

【台風19号の被害による申請の方】

全国商工会連合会 持続化補助金台風19号型 補助金全国事務局

電話番号：03-6268-0088

※受付時間は9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）

【台風20号及び21号の被害による申請の方】

後日お知らせいたします。

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(2) 山梨県被災中小企業復旧支援事業費補助金

令和元年台風第19号で被害を受けた中小企業の復旧を支援します。

対象者

令和元年台風第19号で被害を受けた山梨県内に事業所を有する中小企業

※以下の者は除く

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条により定める営業内容の事業者
(ただし、同条第1項第1号に規定する事業者は除く)
- ・被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)の対象者(対象経費150万円超の事業者は本補助金対象可)
- ・令和元年台風第19号被災農業施設復旧支援事業費補助金の対象者
- ・暴力団及び暴力団員等

支援内容

保険の対象となっている施設等がある場合は、復旧に要する経費から受取保険金額を控除した額を補助対象経費とします。

※交付決定前に完了した事業でも、他の条件を満たせば補助対象経費となります。

区分	摘 要
施設	事業所、倉庫、生産施設及び販売施設等の修繕及び建設工事等に要する経費
設備	資産として計上する設備の修理、購入に要する経費 (資産計上されていない備品・什器のうち、パソコン等の電子機器類で業務専用使用することが認められている場合は対象)
車両	業務専用使用することが認められる車両の修理、購入に要する経費
委託費	復旧等に要すると認められる委託費(清掃費、産業廃棄物処理費、撤去費、解体費、運搬費等)

※消費税相当額、保険請求が可能であるにもかかわらず請求を行わなかった場合、保険の対象範囲に要する復旧経費等は除く

【公募期間】

令和元年12月25日(水)～令和2年1月24日(金)まで (1回目)

※2回目は改めてお知らせします。

【補助率、補助上限額】

補助率：2／3以内

補助上限額：3,000万円(補助対象経費4,500万円)

※ただし、予算の範囲内で補助を行うため、申請者多数の場合、補助率及び補助上限額に満たない場合があります。

お問い合わせ先

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(3) 商店街災害復旧等事業

令和元年台風第19号により被災した地域の商店街等について、被災したアーケード、共同施設、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧事業に要する費用の一部を補助します。また、商店街等によるにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する費用について定額又は2/3（上限100万円）を補助します。

対象者

令和元年台風第19号による被害を受けた商店街等組織

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

支援内容

(1) 商店街復旧事業

①公募期間：11月29日（金）～12月20日（金）

②補助率：1/2（国1/3、県1/6）

③補助対象：被災したアーケード、共同施設、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧事業に要する費用

※令和元年台風第19号に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても 遡及適用が認められる場合があります。

(2) 商店街にぎわい創出事業

①公募期間：11月13日（水）～翌年1月8日（水）

※11月29日（金）までに提出された応募書類については、先行して審査・採択

②補助率：定額（※）又は2/3（上限額100万円）

※定額は直接的被害があった場合

③補助対象：商店街によるにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する費用

お問い合わせ先

中小企業庁商業課 （電話） 03-3501-1929

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

（４）商店街活性化・観光消費創出事業（令和元年台風第20号及び第21号による災害にかかる追加公募）

令和元年台風第20号及び第21号による災害によって被害を受けた地域の商店街等における、商店街等組織が行う復旧事業の経費の一部を補助する商店街復旧事業と、活気を取り戻すためのイベント等の事業に対して補助を行う商店街にぎわい創出事業の支援を行います。

対象者

- ①県内の商店街等組織（商店街等を構成する商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街組織等）
- ②①と民間事業者の連携体（商店街にぎわい創出事業のみ）

支援内容

（１）商店街復旧事業

- ①公募期間：令和元年12月23日（月）～令和2年1月17日（金）当日消印有効
- ②補助率：1／3以内（上限額2億円）
- ③補助対象：アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費
※個店の施設や設備は対象になりません。

（２）商店街にぎわい創出事業

- ①公募期間：令和元年12月23日（月）～令和2年1月17日（金）当日消印有効
- ②補助率：(ア)直接的被害※のある商店街等：定額補助（10/10）（上限額100万円）
(イ)(ア)以外の商店街等：補助対象経費の2/3以内（上限額100万円）
※商店街等組織又は商店街等区域内の個店が被災したことを証する書類（罹災証明書等）の提出が必要になります。ただし、取得が困難な場合、被災状況が確認できる写真等の提出での代替も可能です。
- ③補助対象：商店街によるにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する費用

お問い合わせ先

中小企業庁商業課（電話） 03-3501-1929

関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室（電話） 048-600-0317

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(5) 中小企業組合共同施設等災害復旧事業

令和元年台風第19号により被害を受けた、事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する経費を補助します。

対象地域

災害救助法の適用を受けた14都県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）

対象者

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会

支援内容

令和元年台風第19号により損壊した組合の共同施設の復旧に要する本工事費、附帯工事費、設備費を補助します。

【対象経費】

組合の共同施設（倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、それに付随する設備）

【補助率】

中小企業組合等が行う共同施設の災害復旧事業に要する費用の $\frac{3}{4}$ （国が $\frac{1}{2}$ 、県が $\frac{1}{4}$ ）

【募集期間】

未定（決まり次第中小企業庁HP等でお知らせします）

※令和元年台風第19号以降、交付決定前に実施した施設復旧にも遡及適用が認められる場合があります。

※都県において、予算が成立することが前提になります。

お問い合わせ先

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(6) 石油製品販売業早期復旧支援事業

令和元年台風第19号による被災地域の早期復旧、生活再建に必要なSS（サービスステーション）の機能回復のため、被害を受けた揮発油販売業者に対して、事業の復旧に必要な計量機等の設備の補修又は入替工事に要する費用を支援します。

対象者

令和元年台風第19号により被害を受けた地域に所在する揮発油販売業者

支援内容

- ①公募期間：令和元年12月10日（火）～12月24日（火）
 - ②補助率：3／4
 - ③上限額：3,500万円
 - ④補助対象設備等：計量機（POS含む）、防火塀、土間、地下タンク、配管（石油製品用）、タンクローリー（石油製品用）、自家発電機、燃料供給機能の回復に不可欠な設備として資源エネルギー庁石油流通課が特に認める設備、補助対象設備に対する補修工事や交換工事等
- ※交付決定前に発注・施工した工事等についても、遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課 （電話）03-3501-1320

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 令和元年台風第19号等特別貸付

令和元年台風第19号、第20号及び第21号により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧等を支援するため、日本政策金融公庫が「令和元年台風第19号等特別貸付」を実施します。

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

対象者

- ①激甚災害指定を受けた14都県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者
- ②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（全国で適用可能）
- ③上記①、②以外で、今般の台風により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）（全国で適用可能）

金利

対象者①当初3年間：基準利率（災害）▲0.9%

（▲0.9%の限度額：中小企業事業1億円、国民生活事業3千万円）

※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率（災害）▲0.5%

（金利引下げは、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害の証明が必要。）

対象者②基準利率（災害）

基準利率（災害）：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.36%

（令和元年12月2日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）

対象者③基準利率

基準利率：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

（令和元年12月2日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等によって利率は変動。）

貸付期間

最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年）

限度額

対象者①及び②：中小企業事業3億円（別枠）、国民生活事業6千万円（上乗せ）

対象者③：中小企業事業7.2億円（別枠）、国民生活事業4.8千万円（別枠）

お問い合わせ先

「10. お問い合わせ一覧②③」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 信用保証制度（セーフティネット保証4号）

自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

- (イ) 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

支援内容

- ① 対象資金：経営の安定に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証と別枠で融資額の100%を保証
- ③ 保証料率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「10. お問い合わせ先一覧④」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 信用保証制度（災害関係保証）

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）

支援内容

- ① 対象資金：事業の再建に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証およびセーフティネット保証4号と別枠で融資額の100%を保証
（一般保証と別枠で、セーフティネット保証4号と合わせて最大5億6,000万円）
- ③ 保証料率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「10. お問い合わせ先一覧④」をご覧ください。

(4) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

対象者

令和元年台風第19号等による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「10. お問い合わせ先一覧②③④」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

（５）財務状況の改善に関する相談・支援（二重ローンを含む）

公的な第三者機関である中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの抜本的な金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。

対象者

令和元年台風第19号等により被害を受けた中小企業・小規模事業者で、

- ・ 既存の借金が負担となって経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のある方
- ・ 既存の借金が負担となって復旧などのための新規借り入れが困難など資金繰りにお困りの方（いわゆる二重ローンでお困りの方）

支援内容

中小企業再生支援協議会が事業者の個別の事情に応じて以下の対応を行います。

- ・ 財務状況の改善や資金繰りに関する窓口相談
- ・ 課題の解決に向けた助言、適切な支援策や支援機関の紹介
- ・ 既往債務の返済繰り延べや債務免除などのための債権者調整
- ・ 既往債務の金融支援や災害復旧のための新規融資などを含めた再生計画の策定支援

お問い合わせ先

「10. お問い合わせ先一覧⑤」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

（6）小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

①特例災害時貸付の創設及び災害時貸付の適用要件の緩和

特例災害時貸付を新たに措置し、令和元年台風第19号により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、（独）中小企業基盤整備機構において次のとおり災害時貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長など貸付条件の緩和を実施します。

また、災害時貸付の適用対象を令和元年台風第19号による影響を受けたため経営の安定に支障が生じた小規模共済契約者に拡充します。

対象者

特例災害時貸付：令和元年台風第19号により災害救助法適用地域内に所有する事業資産に直接被害を受けた小規模企業共済の契約者

災害時貸付：令和元年台風第19号の影響により1か月の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれる小規模企業共済の契約者

支援内容

（1）特例災害時貸付制度

- ①貸付利率：無利子
- ②貸付限度額：2,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）
- ④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要

（2）災害時貸付制度（適用対象の拡大）

- ①貸付利率：年0.9%
- ②貸付限度額：1,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年
- ④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要

お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00 （電話）050－5541－7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

（6）小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

②掛金の納付期限の延長等（災害救助法適用地域の共済契約者）

災害救助法適用地域の共済契約者は、ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金の掛止め、③掛金月額減額のいずれかをお選びいただけます。

対象者

災害救助法適用地域において、令和元年台風第19号による災害で被災した共済契約者

支援内容

- ① 掛金の納付期限の延長：掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。
- ② 掛金の掛止め：掛金の納付を一定期間（6か月又は12か月）停止します。
- ③ 掛金月額の減額：掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

③共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除（災害救助法適用地域の共済契約者）

令和元年11月1日時点で契約者貸付けを受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和元年10月1日以降の借入れが対象となります。

対象者

災害救助法適用地域において、令和元年台風第19号による災害で被災した共済契約者

④共済金等の請求書類関係の簡略化（災害救助法適用地域の共済契約者）

印鑑登録証明書の提出又は実印の押印ができない場合や、廃止に関する官公署等の証明の写しを提出できない場合の共済金等の請求に必要な書類等については、柔軟に対応します。

対象者

災害救助法適用地域において、令和元年台風第19号による災害で被災した共済契約者

お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00 （電話）050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(7) 令和元年台風19号等に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充（令和元年台風第19号等災害マル経）

日本政策金融公庫が、災害により被害を受けた小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を融資します。

対象者

商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導（原則、6ヶ月以上）を受けている小規模事業者（原則、1年以上の所在）であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者

支援内容

- ① 資金使途：設備資金又は運転資金
- ② 貸付限度額：小規模事業者経営改善資金（マル経）2,000万円とは別枠で、1,000万円以内
ただし、次のいずれかに該当する者
 - （ア）14都県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が令和元年台風第19号、第20号及び第21号による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
 - （イ）（ア）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
- ③ 貸付期間：設備資金10年以内（据置2年以内）、運転資金 7年以内（据置1年以内）
- ④ 金利：次のいずれかに該当する者は、経営改善利率（現行1.21%、令和元年12月1日時点）より利率引き下げ
 - （ア）14都県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が令和元年台風第19号、第20号及び第21号による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.9%」
 - （イ）（ア）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.5%」
- ⑤ 担保条件：無担保・無保証人

（注1）商工会議所又は商工会等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うこと

（注2）適用日は災害が発生した日まで遡及

（注3）直接被害は市町村が発行する罹災証明書等、間接被害は商工会議所又は商工会等が発行する被害証明書等が必要

お問い合わせ先

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へお問い合わせください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(8) 山梨県商工業振興資金・経済変動対策融資（災害復旧関係）

令和元年台風第19号の影響により売上高等が大きく減少し、又は建物、設備等に直接被害を受けた中小企業者の方を対象とした融資制度です。

対象者

次の①または②のいずれかに該当する方

- ①指定地域内^(※)において1年以上の事業実績があり、台風第19号による災害の影響を受けた後原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少の見込まれる中小企業者

※指定地域： 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村（21市町村）

- ②県内において1年以上の事業実績があり、台風第19号による災害により直接被害を受けた中小企業者

支援内容

限度額	設備資金・運転資金 合計5,000万円 対象者の①と②の両方に該当する場合、それぞれで5,000万円（合計1億円）が限度となります。		
融資利率	1.4%		
保証料率	0.9%		
担保	金融機関又は保証協会の定めるところによります。		
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。		
償還期間	設備資金 10年以内（1年以内の据置を含む） 運転資金 7年以内（1年以内の据置を含む）		
申込書類	市町村長の認定書（セーフティネット保証4号）または被災証明書、納税証明書、財務書類などが必要となります。		
取扱金融機関	山梨中央銀行 都留信用組合 みずほ銀行	甲府信用金庫 山梨県民信用組合 りそな銀行	山梨信用金庫 商工組合中央金庫 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

お問い合わせ先

山梨県 産業労働部 商業振興金融課 TEL 055-223-1538

4. 下請取引のトラブルが不安

(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨及び、令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨の発生に伴い、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（1,115団体）に、不当な取引条件の押し付けが無いよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

（要請事項）

- ① 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- ② 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(2) 型の保管・管理に関してお困りの方

今回の豪雨によって、親事業者から預かっていた金型等が、破損や消失、汚損等してしまった際に、自然災害を理由として、下請事業者が責任を負わなくてもよい場合がございます。

金型等について破損等があった場合には、まずは発注者・取引先にご相談ください。

また、取引関係でお困りごとがある場合は、「下請かけこみ寺」までご連絡ください。

参考

【1】東日本大震災に関連するQ&A集（平成23年公正取引委員会より公表）

問8：震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

A:「親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者には責任があるとはいえず、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。」と示されており、今般の自然災害においても同様の考え方が適用されます。

4. 下請取引のトラブルが不安

【2】型の取り扱いに関する覚書（ひな形※）（平成29年7月経済産業省より公表）

※部品等の発注者と受注者が締結する覚書の一例

第5条

1項「第3条第1項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。」

2項「前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。」

（第5条により担保される内容等）

型が、①天変地異など、受注者の責によらない事由、②火災により、以後の使用が不可能になった場合、すぐに発注者に通知してください。これらの理由による損害は、受注者は補償の責任を負いません。

（型の取り扱いに関する覚書（ひな形））

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/kata/oboegakihinagata.pdf

対象者

今般の自然災害による型に関してお困りの中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）

（3）下請かけこみ寺

取引関係でお困りごとがある場合や、発注元企業との取引の中でトラブルが生じた場合は、お近くの「下請かけこみ寺」までご連絡ください。下請法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います（相談内容や相談を受けたことは秘匿いたします）。

対象者

企業間取引に関して、さまざまな悩みをもつ中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

- 一般的な取引関係のご相談（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）
- 消費税転嫁に関するご相談（電話）0120-300-217

5. リース関係のトラブルが心配

(1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じます。ご相談内容によって、リース会社の相談窓口をご案内します。

対象者

令和元年台風19号等により、被害を受けた中小企業・小規模事業者、リース契約の保証人

支援内容

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）では、リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じ、助言、リース会社の相談窓口をご案内します。

（ご相談例）

- ①リース物件のリース料について、事業が軌道にのるまで、その支払いを止めることができないか。
- ②リース物件が水災で使用できなくなった場合にリース料の支払いをどうすればよいのか。
- ③リース物件に付保されている動産総合保険（※）の手続き

（※）通常は、この保険によって、リース物件が滅失したときの損害賠償金＝残りのリース料相当額のお支払いが免除されます。

お問い合わせ先

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

（電話） 03-3595-2801

（受付 平日10時～12時、13時～16時）

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(1) 雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置

事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の基本手当（失業給付）を受給できる特例措置を実施しています。

対象者

- ・ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方
- ・ 事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方

支援内容

- ・ 令和元年台風19号における激甚災害法の指定地域内に所在する事業所が災害により休業する場合に、休業し賃金を受けることができない方に対して、雇用保険の基本手当（失業給付）を支給。
- ・ 令和元年台風19号における激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業者が災害により事業を休止・廃止したために一時的に避難した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を支給。

※災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。

ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置を利用して、基本手当（失業給付）の支給を受けた方については、休業等が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用に当たっては、ご留意をお願いします。

お問い合わせ先

お近くの都道府県労働局またはハローワーク。詳細は、「10. お問い合わせ先一覧⑧」をご覧ください。

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(2) 雇用調整助成金の特例措置

令和元年台風19号による災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金などの一部が助成されます。

特例の対象事業主

令和元年台風19号による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

※令和元年台風19号の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば、

- 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- 風評被害により、観光客が減少した場合
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

特例の内容

本特例は、休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用されます。

- ① 休業(教育訓練、出向は除く。)を実施した場合の助成率を引き上げる(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象)
【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象)
- ③ 新規卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、本特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とする
- ⑤ 災害発生日(令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能
- ⑥ 生産指標の確認期間を最近3か月から1か月に短縮する
- ⑦ 災害発生日に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

お問い合わせ先

「10. お問い合わせ先一覧⑨」をご覧ください。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長

国税庁では、下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付等の期限を延長しました。

対象者

下記の指定地域内に納税地のある方（法人を含む。）

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡太子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

(注) 指定地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

支援内容

① 延長される期限

令和元年10月12日以降に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されます。なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討します。

② 指定地域外に納税地のある方の期限延長

指定地域外に納税地がある方であっても、今回の台風により被災された方については、所轄の税務署長に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。この手続は、当初の期限を経過した後に申告・納付等と同時に行うことが可能です。そのため、状況が落ち着きましたら、最寄りの税務署へご相談いただくようお願いいたします。

(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

(3) 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

税に関するその他の情報について

上記の災害にあった場合の税制上の措置以外にも、①災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付などの法人税の特例、②消費税に係る簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例、③相続税・贈与税の免除又は軽減、④災害等により帳簿等を消失した場合の取扱いなどがありますので、詳しくは国税庁ホームページ< <https://www.nta.go.jp/> >をご覧ください。

お問い合わせ先

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

所轄税務署につきましては、「10. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

地方税に関する法律又は条例に基づく申告、申請その他書類の提出、納付等の期限の延長や、徴収猶予、減免措置については、各都道府県、市町村にお問い合わせください。

8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい

(1) 地域の魅力発信による消費拡大事業

風評被害払拭及び地域の消費額増大を図るため、当該地域の被害状況の把握に努めるとともに、プロモーション支援や地域産品・サービスの磨き上げを実施し、国内外のメディア・インフルエンサー等を活用して地域の魅力を集中的に発信します。また、インフルエンサー・バイヤー等の招聘や商談会・セミナー等を通じて情報発信・PRを行います。

対象者

(独) 日本貿易振興機構や委託先民間団体等を通じて支援を行います。

支援内容

1. 地域の魅力発信事業

(1) 被害状況の把握と観光消費行動データの活用

- ・ 地域の被害状況の把握に努めるとともに、当該地域を訪ねる観光客について、訪問・滞在先や、その嗜好、観光に係る情報取得手段、また、購買行動・訪問時の動き等の消費者行動の分析を行い、関連する施策の効果向上を狙います。

(2) 地域のコンテンツのPR・プロモーション支援

- ・ 国内外のメディア・インフルエンサー等を活用した地域産品等の観光コンテンツのPR・プロモーションを実施します。
- ・ SNS等での魅力発信に加え、次年度以降にもつながるように、地域の各種資源の発掘・磨き上げを実施します。

※12月2日（月）から経済産業省ホームページにおいて、本事業を採択後速やかに進めるために、本事業に関する地域の支援要望の事前調査を実施しております。詳しくは以下からご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191202003/20191202003.html>

2. インバウンド需要促進事業

- ・ インフルエンサー・バイヤー等の招聘による産業観光・ビジネスインバウンド促進や、既存のイベント等も活用しつつ、風評被害対策や需要喚起に向けた商談会・セミナー等を開催します。

お問い合わせ先

経済産業省 商務・サービスグループ クールジャパン政策課 （電話） 03-3501-1750

9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい

(1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金 採択事業者の皆様

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金では、各都県地域事務局、及び各ブロック地域事務局において採択事業者の皆様からの交付申請を受け付けております。被災された事業者の中で、まだ交付申請されていない方も、各事務局に一報を入れていただければ交付申請書は受け付けられます。

今回の災害により、工場や既存の設備に影響が出たことから、応募申請時と機械設備を変更する必要がある場合など、事業計画内容に係るご相談も各事務局で受け付けております。

また、今回の災害で被災された罹災証明書の提出等により、事業実施期間を2月20日（木）まで延長可能としております。具体的な手続きは、各事務局にお問い合わせください。

対象者

今回の災害で被災された採択事業者。

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択事業者
全国事務局 （電話） 03-6280-5560
事業を実施される都県の地域事務局 （電話）「6.お問い合わせ先一覧」を参照ください。
- ・ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金採択事業者
全国事務局 （電話） 03-3523-4908
東北ブロック地域事務局（電話） 022-222-5560
関東ブロック地域事務局（電話） 048-782-9986

10. お問い合わせ先一覧

① 全般的なご相談	
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-600-0321
山梨県地域事務局（ものづくり補助金に関するご相談）	050-6861-9944
山梨県商工会連合会	055-235-2115
山梨県中小企業団体中央会	055-237-3215
（独）中小企業基盤整備機構関東本部	03-5470-1620
山梨県よろず支援拠点（（公財）やまなし産業支援機構）	055-243-0650
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
②③ 融資に関するご相談	
② 日本政策金融公庫	
甲府支店（中小企業事業）	055-228-5790
甲府支店（国民生活事業）	055-224-5361
③ 商工組合中央金庫	
甲府支店	055-233-1161
④ 信用保証に関するご相談	
山梨県信用保証協会	055-235-9708
⑤ 財務状況の改善に関するご相談・支援（二重ローン含む）	
山梨県中小企業再生支援協議会	055-220-2977
⑥ 災害救助法が適用された山梨県内の市町村の商工会・商工会議所	
富士吉田商工会議所	0555-24-7111
都留市商工会	0554-43-1570
山梨市商工会	0553-22-0806
大月市商工会	0554-22-1648
韮崎市商工会	0551-22-2204
南アルプス市商工会	055-280-3730
北杜市商工会	0551-32-1211
笛吹市商工会	055-263-7811
上野原市商工会	0554-63-0638
甲州市商工会	0553-33-2236
市川三郷町商工会	055-272-4711
早川町商工会	0556-45-2302
身延町商工会	0556-62-1103
南部町商工会	0556-64-2357
富士川町商工会	0556-22-0870
道志村商工会	0554-52-2353
河口湖商工会	0555-73-1122
小菅村商工会	0428-87-0404
丹波山村商工会	0428-88-0444

10. お問い合わせ先一覧

⑦税務署

大月（富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 南都留郡 北都留郡）	0554-22-3151
鯉沢（かじかざわ）（西八代郡 南巨摩郡）	0556-22-3191
甲府（甲府市 韮崎市 南アルプス市 甲斐市 北杜市 中央市 中巨摩郡）	055-254-6105
山梨（山梨市 笛吹市 甲州市）	0553-22-1411

⑧事業所が災害により直接被害を受け、当同社が一時離職する場合【雇用保険特別措置】

山梨労働局職業安定課	055-225-2857
ハローワーク甲府	055-232-6060
ハローワーク富士吉田	0555-23-8609
ハローワーク大月	0554-22-8609
ハローワーク都留	0554-43-5141
ハローワーク塩山	0553-33-8609
ハローワーク韮崎	0551-22-1331
ハローワーク鯉沢	0556-22-8689

⑨災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

山梨労働局職業安定部職業対策課	055-225-2858
ハローワーク甲府	055-232-6060 (部門コード31#)
ハローワーク富士吉田	0555-23-8609
ハローワーク大月	0554-22-8609
ハローワーク都留	0554-43-5141
ハローワーク塩山	0553-33-8609
ハローワーク韮崎	0551-22-1331
ハローワーク鯉沢	0556-22-8689

(ご参考) 各版の施策の追加修正

第2版(11月8日)

対策パッケージによる施策の追加、県施策の追加等

2. (1) 被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)
- (2) 地域企業再建支援事業(自治体連携型補助金)
- (3) 商店街災害復旧等事業
- (4) 中小企業組合共同施設等災害復旧事業
- (5) 石油製品販売業早期復旧支援事業
3. (1) 令和元年台風第19号特別貸付
- (6) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等
- (7) 令和元年台風19号に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充(令和元年台風第19号災害マル経)
- (8) 山梨県商工業振興資金・経済変動対策融資(災害復旧関係)・・・山梨県
4. (1) 下請取引について、親事業者への配慮要請
- (2) 型の保管・管理に関してお困りの方
6. (1) 雇用保険の基本手当(失業給付)の特例措置
- (2) 雇用調整助成金の特例措置
7. (1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長
- (2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減
- (3) 納税の猶予
8. (1) 地域の魅力発信による消費拡大事業
10. 問い合わせ先一覧(ハローワーク、税務署の問い合わせ先の追記等)

第3版(12月3日)

第2版記載施策の公募期間の記載、支援内容の追記 及び記載内容の修正等

2. (4) 商店街災害復旧等事業の公募内容明記
3. (1) 令和元年台風第19号特別貸付のお問い合わせ先を追加
3. (7) 令和元年台風19号に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充(令和元年台風第19号災害マル経)の支援内容の追記
- (8) 山梨県商工業振興資金・経済変動対策融資(災害復旧関係)の対象地域に甲府市を追加

（ご参考）各版の施策の追加修正

第3版（12月3日）（続き）

- 8.（1）地域の魅力発信による消費拡大事業

第4版（12月20日）

- 2.（1）被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

台風19号に係る公募期間等の記載（20号・21号は後日記載）

- 2.（5）石油製品販売業早期復旧支援事業の公募期間等を記載

- 3.（1）令和元年台風第19号等特別貸付を更新

- 3.（4）被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化を一部追記

- 3.（5）財務状況の改善に関する相談・支援（二重ローンを含む）を一部追記

- 3.（7）令和元年台風19号等に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充（令和元年台風第19号等災害マル経）の一部追記

第4.1版（1月17日）

- 2.（2）山梨県被災中小企業復旧支援事業費補助金を更新

- 2.（4）商店街活性化・観光消費創出事業（令和元年台風第20号及び第21号による災害にかかる追加公募）を新規追加。